

# 令和7年度 五泉市立五泉北中学校 いじめ防止基本方針

## 1 基本理念等について

### (1) 基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行わなければならない。

また、いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為があることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないように、全ての生徒がいじめは決して許されないことを十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他関係機関が連携していじめの問題の克服に取り組んでいく。

### (2) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）より

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「いじめ」の捉えは、「本人の被害感」を重視している。「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」と捉える。また、たとえ、傷付ける意図がなくても、相手がつらい気持ちになった場合、学校は「いじめの可能性はある」として、対応する。その対応は、もちろん一律ではなく、状況に応じて行う。そのため、学校と保護者の連携・協力が必要で

「いじめ類似行為」について

「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。」と定義されている。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」において「いじめ類似行為」が加えられた。例えば、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合、「いじめ」と同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った生徒に対して、学校は指導を行う。なお、まだ「いじめ」に気付いていない生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める。

### (3) 学校及び学校の教職員の責務

「新潟県いじめ等の対策に関する条例第7条」

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童生徒へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとする。

以上の条文より、

- ・いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめの疑い発見後、適切かつ迅速に対処する。
- ・いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護すること、いじめを行ったとされる生徒へ適切な指導等、学校として組織的に行う。
- ・いじめ問題を克服することを目指し、家庭や地域その他関係機関と連携して行う。

### (4) 保護者の責務

「新潟県いじめ等の対策に関する条例第8条」

保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめ等を行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、その保護をする児童生徒が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

以上の条文より、

- ・保護者は、いじめ等の対策やインターネットを通じた情報の特性について自ら学び、自らの子どもがいじめを行わないように子どもを教育する責務がある。
- ・保護者は自らの子どもはもちろんのこと、学校で起きたいじめについても、その解決に向けて学校と協力して取り組んでいく。

## (5) 児童生徒の役割

「新潟県いじめ等の対策に関する条例第9条」において、

児童生徒は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童生徒は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

以上の条文より、

- ・生徒は、自分のことを大切にし、一人ひとりの違いを理解し、お互いを尊重する。
- ・インターネットを通じて送信される情報がどのようなものなのか理解を深める。
- ・いじめ等をしているところを見たり、「ひょっとするといじめかもしれない」と思ったりしたときは、見過ごさないで先生や保護者などに相談する。

## 2 いじめ防止等全体に係る内容

### (1) いじめの防止のための取組

#### ①具体的な取組内容

- ア 学校の重点目標の一つ「自分で正しく判断し行動する力」「思いやりの心」「正義の心」を育成する。
- イ 道徳教育の充実を図り、お互いのよさを認め合い、感謝や思いやりの心、命を大切にする心を育てる。
- ウ いじめ防止に関する生徒会活動など、生徒が自主的に行う活動を支援するとともに、保護者や地域住民、その他関係機関との連携を図る。
- エ SNS によるいじめや震災被害の生徒へのいじめ等も含めて、きめ細かな見取りと対処をする。

#### ②年間計画

4月	・生徒理解研修会
5月	・教育相談① ・Q-U検査① 学校生活アンケート①
6月	・ネットトラブル未然防止に向けた指導及び保護者への啓発
7月	・学校生活アンケート② ・ネットトラブル未然防止授業（新潟県 SNS 教育プログラムの活用）
8月	・職員研修①（学校生活アンケートとQ-Uの分析） ・学校評価振り返り
9月	
10月	・生徒会のいじめゼロスクール集会 ・教育相談② ・学校生活アンケート③
11月	・Q-U検査② ・SOS の出し方に関する授業（新潟県自殺予防教育プログラムの活用）
12月	・職員研修②（学校生活アンケートとQ-Uの分析） ・学校評価振り返り ・学校生活アンケート④
1月	・教育相談③
2月	・学校生活アンケート⑤
3月	・小中情報交換会

## (2) 早期発見・即時対応の在り方

### ①方針

保護者および関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

### ②具体的な取り組み

- ア フォーサイト（生活ノート）の点検（毎日）
- イ 生徒の見取りを強化する（授業中、授業の前後、休憩時間、清掃、給食など）
- ウ 生徒対象のいじめアンケート調査（毎週）
- エ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り（各学期1回）
- オ 生徒指導部会（毎週）

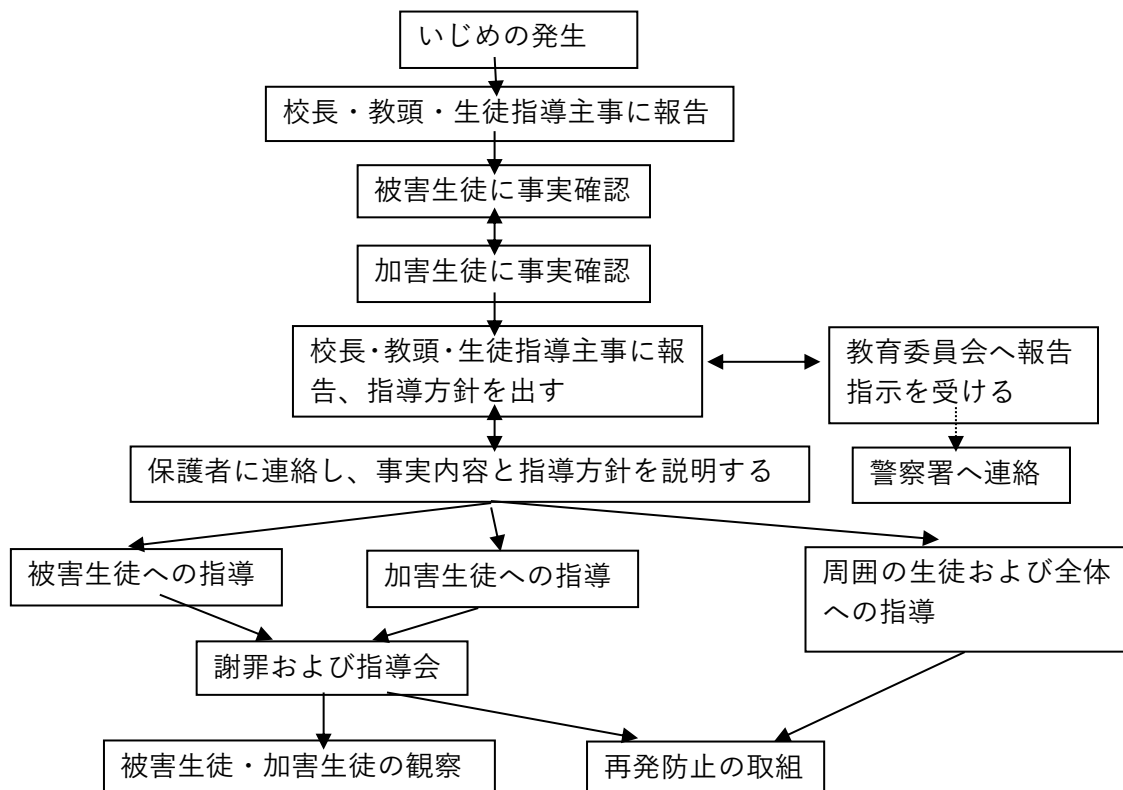
## (3) いじめに対する措置

### ①方針

いじめの相談を受けた場合は、すみやかに該当生徒の事実確認を行い、いじめを受けた生徒の安全を確保しながら、いじめを行った生徒への指導を行う。

### ②具体的な取り組み内容

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、一時的に別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- カ いじめが解消したと判断する期間としては3か月後を一つの目途とする。



## (4) 教育相談体制

### ①方針

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

### ②具体的な取組内容

- ア 学期に1回、全員対象の教育相談を実施する。
- イ スクールカウンセラーを活用する。

ウ 不登校対策委員会を適宜実施する。

### (5) 生徒指導体制

#### ①方針

いじめの対応については、校長のリーダーシップの下に、生徒指導主事及び学年主任が役割を果たすとともに、全教職員が一体となり、教職員それぞれの個性や持ち味を生かして、役割を明確にした指導体制で臨む。

#### ②具体的な取り組み内容

- ア いじめの防止のために、すべての教育活動において、共感的人間関係を築けるように全職員で協力する。
- イ いじめの見逃しがないように、教職員の「いじめチェックリスト」の点検をすることによって生徒の観察を強化する。
- ウ いじめの早期発見のために、全校生徒対象にいじめアンケートを毎週実施したり、各学期に教育相談を行ったりする。
- エ いじめが発生した場合は、発見又は報告を受けた職員が即時にいじめを中止させ、被害者の安全を確保する。同時に、報告を受けた生徒指導主事は、校長、教頭の指導のもと対応を検討し、各学年部に指示を出す。
- オ いじめの再発防止のために、対象生徒の経過観察をするとともに、全体指導を行う。

### (6) 校内研修

#### ①具体的な取組内容

- ア いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修会を夏季休業中に行う。  
(法合理解・QU分析)
- イ 定例の職員会議で、情報交換および生徒理解に関する研修を行う。

### (7) 点検・見直し

#### ①方針

(1)～(5)の内容を徹底するために、取組内容を明確化し、定期的に点検する。

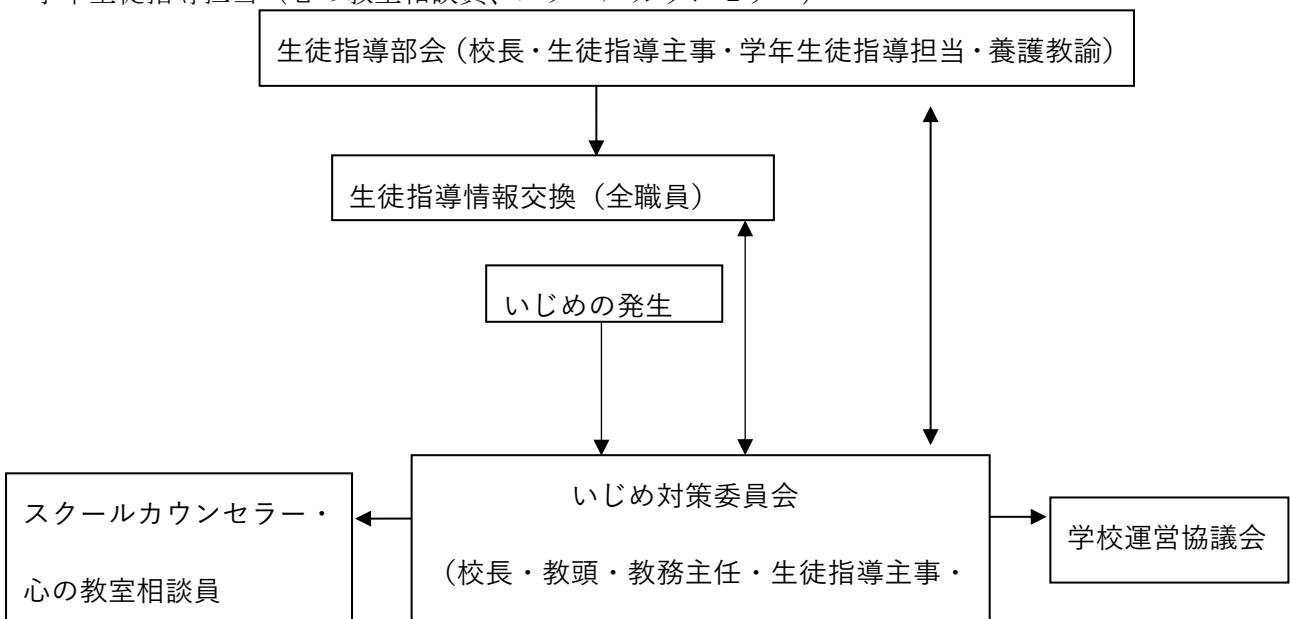
## 3 いじめの防止等の対策のための組織

### (1)「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、標記の委員会を設置し、随時開催する。

### (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、  
学年生徒指導担当（心の教室相談員、スクールカウンセラー）



### (3) 活動

- ①いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

## 4 インターネットを通じて行われるいじめ等の対策について

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。
- (2) 「いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (3) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて教育委員会、五泉警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (4) 情報モラル教育を進め、情報モラルを含む「情報活用能力」を育成するため、「社会」「技術・家庭（技術分野）」「特別の教科 道徳」等において必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、入学説明会や「携帯・スマホ教室」等の機会を設定し、外部機関等と連携して、生徒・保護者の情報社会の危険性と情報モラルについての知識・理解を深めさせる。

## 5 重大事態への対処について

### (1) 重大事態とは

- ・「いじめ防止対策推進法第28条」に規定されている「重大事態」とは、具体的に以下のような場合を指す。

- |                                       |                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="radio"/> 生徒が自殺を企図した場合    | <input type="radio"/> 心身に重大な傷害を負った場合  |
| <input type="radio"/> 金品等に重大な被害を被った場合 | <input type="radio"/> 精神性の疾患を発症した場合 等 |

- ・いじめにより「相当の期間学校を欠席する」場合の相当の期間とは年間30日間を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。さらに生徒や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる。

### (2) 重大事態の対応について

- ① 重大事態が発生した旨を五泉市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事実に対処する特別組織（専門家を含む）を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6 評価と改善

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずるために、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの防止に関する取組について
- (2) いじめの早期発見・即時対応に関する取組について

附則

平成26年3月5日策定

令和6年4月1日改訂